

## 「中国保険法に対する司法解釈(三)」の要点解説

上海市華鑫法律事務所  
弁護士 高秀智

(本稿内容はご参考のみに供するものであります)

中国保険市場の発展と保険審判実務の需要に基づき、最高人民法院は2015年11月25日に「『中華人民共和国保険法』の若干問題に関する解釈(三)」(以下、「解釈三」という)を公布し、2015年12月1日から正式に施行されました。「解釈三」は死亡保険、受益者の指定と変更、保険契約の効力回復等多方面に亘る規定を明確にし、中国保険業界の健全な発展に重要な意義を与えます。下記に「解釈三」の重要な点について解説します。

条文	条文内容	解説
第1条	<p>当事者が死亡給付金の保険契約を締結する場合、保険法第34条の規定「被保険者が保険金額に同意し、認可する場合」、<b>書面形式、口頭形式またはその他形式</b>を採用することができる。契約締結の際でも、契約締結後にも追認することができる。</p> <p>下記状況に当てはまる場合、被保険者は契約者が其れのために締結した保険契約に同意し、保険金額を認可したと見なされる。</p> <p>(一) 被保険者が、他者が署名を代行することに同意し異議を申し立てていない場合</p> <p>(二) 被保険者が、契約者が指定する受益者に同意する場合</p> <p>(三) 被保険者が、契約者が其れのために保険契約を締結したことに認可したと充分にみなされる証拠がある場合</p>	<p>「保険法」第34条の規定では、死亡保険は被保険者の同意及び金額の認可が必須である。</p> <p>「解釈三」第1条は「被保険者の同意及び保険金額の認可」の具体的な形式及び範囲を詳細化している。</p>
第2条	<p>被保険者が<b>書面形式</b>にて保険会社と契約者へ保険法第34条第1項の規定に基づき行った同意の意思表示を撤回すると通知した</p>	<p>死亡保険において、被保険者が同意し保険金額を認可後、同意の意思表示を取</p>

	場合、保険契約は解除されたと認定される。	消す場合、書面形式が必要である。
第4条	<u>保険契約締結後、</u> 契約者が被保険者に対する保険利益を喪失し、当事者が保険契約無効を主張する場合、 <u>人民法院は支持しない。</u>	人身保険において、契約者は保険契約締結時、被保険者に対して保険利益を有している。
第5条	<p>保険契約締結後、被保険者は保険会社の要求に基づき指定医療サービス機関で<u>健康診断</u>を行ったため、当事者が契約者の<u>誠実告知義務は免除された</u>と主張する場合、<u>人民法院は支持しない。</u></p> <p>保険会社が被保険者の健康診断の結果を知っており、なお契約者が関連状況について誠実告知義務を履行していないことを理由に契約解除を要求する場合、人民法院は支持しない。</p>	<p>第1項において、健康診断は契約者の誠実告知義務の代替とはならないことを明確にしている。</p> <p>第2項において保険会社が健康診断結果を知りつつなお保険契約を締結した場合、権利放棄とみなされ、契約者が誠実告知義務を履行していないことを理由に契約を解除することはできない。</p>
第6条	未成年者の父母以外の他親権者が未成年者のために死亡給付保険契約を締結する場合、当事者が保険法第33条第2項、第34条第3項の規定に基づき当該保険が有効であると主張する場合、人民法院は支持しない、但し <u>未成年者の父母の同意</u> がある場合を除く。	未成年者の死亡保険は、父母のみが決定することが可能である。
第7条	当事者が被保険者、受益者または他者が <u>代わりに保険費用を支払ったことを理由</u> に、契約者の支払い義務が履行されたと主張する場合、人民法院は支持する。	他者が保険費用を支払った場合、保険契約は支払い義務が履行されたとみなされる。
第8条	<p>保険契約の効力が保険法第36条の規定に基づき中断された場合、契約者が効力回復を申請し保険費用の支払い再開について同意する場合、被保険者の危険程度が中断期間で明らかに増加した場合を除き、<u>保険会社が効力回復を拒絶することは、人民法院は支持しない。</u></p> <p>保険会社は効力回復申請を受領後、30日以</p>	<p>「保険法」第37条の規定では、人身保険は保険費用未払いにつき中断された場合、効力の回復には保険会社と契約者双方の合意が必要である。</p> <p>但し本条は、「被保険者の危険程度が中断期間で明ら</p>

	<p>内に明確に拒絶していない場合、効力回復に同意したとみなす。</p> <p>保険契約は契約者が保険費用の支払いを再開した日から回復する。保険会社が<u>契約者へ利息相当の支払いを求めた場合</u>、人民法院は支持する。</p>	<p>かに増加した場合」以外に、保険会社は効力回復を拒否してはならないとされるが、契約者へ利益相当の支払いを要求することが出来る。</p>
第9条	<p>契約者が受益者を指定したが、被保険者の同意を得ていない場合、人民法院は当該指定行為が無効であると認定する。</p> <p>当事者が保険契約約定の受益者について争議がある場合、契約者、被保険者が保険契約において別途約定する場合を除き、以下の通り処理する。</p> <p>(一) 受益者を「法定」または「法定相続人」と約定する場合、相続法規定の法定相続人を受益者とする。</p> <p>(二) 受益者の身分関係のみを約定し、契約者と被保険者が同一主体である場合、保険事故発生時の被保険者の身分関係に基づき受益者を確定する。契約者と被保険者が別主体である場合、保険契約成立時の被保険者の身分関係に基づき受益者を確定する。</p> <p>(三) 受益者の約定に氏名と身分関係が含まれるが、保険事故発生時に身分関係に変化が生じた場合、受益者を指定していないとみなす。</p>	<p>受益者指定条項の内容が不明、争議が存在する場合、本条の規定に基づき処理する。</p>
第10条	<p>契約者または被保険者が受益者を変更する場合、当事者が変更行為は変更の意思表示が生じた時に遡り有効であると主張する場合、人民法院は支持する。</p> <p>契約者または被保険者が受益者を変更し保険会社に通知していない場合、<u>保険会社が当該変更は効力を生じていないと主張した場合</u>、人民法院は支持する。</p> <p>契約者が受益者を変更し被保険者の同意を得ていない場合、人民法院は当該変更行為</p>	<p>受益者の変更は従来契約者または被保険者の一方的な行為であったが、本条は変更後保険会社に通知していない場合、保険会社に対しては効力を生じないとした。</p>

	が無効であるとみなす。	
第 11 条	契約者または被保険者が <u>保険事故発生後受益者を変更し、変更後の受益者</u> が保険会社へ保険金の支払いを請求する場合、人民法院は支持しない。	保険事故発生後、受益者を変更することはできない。
第 12 条	<p>契約者または被保険者が数名を受益者に指定する場合、一部の受益者が保険事故発生前に死亡、受益権の放棄または法に依り受益権を喪失した場合、当該受益者の受益分については保険契約の約定に基づき処理する。保険契約に約定がないまたは約定が不明な場合、当該受益者の受益部分については以下の通り処理する。</p> <p>(一) 受益順序と受益額について約定していない場合、他の受益者へ均等に分割する。</p> <p>(二) 受益順序について約定はしていないが受益金額について約定している場合、他の受益者が比率に基づき分割する。</p> <p>(三) 受益順序について約定しているが受益額について約定していない場合、同順序の他の受益者は均等に分割する。同一順序の他の受益者がいない場合、次順序の受益者が均等に分割する。</p> <p>(四) 受益順序と受益額について約定している場合、同順序の他の受益者は比率に基づき分割する。同一順序の他の受益者がいない場合、次順序の受益者が比率に基づき分割する。</p>	<p>本条は一部受益者が受益権を放棄または喪失後、他の受益者の受益額について以下の原則に基づき処理すると規定している。</p> <p>(1) 約定がある場合は約定に基づき分割する。</p> <p>(2) 受益額、受益順序どちらのみ約定している場合は、当該約定に基づき分割する。</p> <p>(3) 受益順序、受益額共に約定していない場合、他の受益者が均等に分割する。</p>
第 13 条	保険事故発生後、受益者が当該保険事故の <u>保険金請求権の全てまたは一部を第三者へ譲渡した場合</u> 、当事者が当該譲渡行為は有効だと主張する場合、人民法院は支持する、但し <u>契約性質、当事者の約定または法律規定により譲渡できない場合</u> を除く。	保険金請求権は譲渡可能であるが、契約性質、当事者の約定または法律規定により譲渡できない場合を除く。
第 14 条	保険金を保険法第 42 条規定に基づき被保険者の遺産とする場合、被保険者の相続人が	「保険法」第 42 条の規定では、受益者がいないまた

	<p>保険会社に保険金の支払いを要求する場合、保険会社は既に保険証券を持つ被保険者の他の相続人へ保険金を支払ったことを理由に抗辯する場合、人民法院は支持する。</p>	<p>は受益者の指定が不明確で確定できない場合、受益者が被保険者より先に死亡した場合、受益権を喪失または放棄し他の受益者がいない場合、保険金は被保険者の遺産として処理される。</p> <p>この場合、保険会社が保険証券を有する被保険者のどの相続人に保険金を支払っても、有効な給付とみなされる。</p>
第 18 条	<p>保険会社が<u>医療費用補填型保険金を支払う際、被保険者が公的医療保険または社会保険から賠償額を受け取ったため減額給付すると主張する場合</u>、当該保険商品の保険費用決定時、<u>既に公的医療または社会医療保険部分を控除し、控除後の基準に基づき保険費用を決定したことを証明しなければならない。</u></p>	<p>保険会社は保険費率決定時に既に公的医療または社会医療保険部分を控除した場合のみ、保険金支払い時に公的医療または社会医療保険から受け取った賠償金額を控除して支払うことを主張できる。</p>
第 19 条	<p>保険契約において基本医療保険を基準として医療費用を確定すると約定した場合、保険会社が<u>被保険者の医療支出が基本医療保険の範囲を超えたことを理由に保険金の支払いを拒絶する場合</u>、人民法院は支持しない。保険会社が、被保険者が支出した費用が<u>基本医療保険と同類の医療費用基準を超えることを証明する証拠を有している場合</u>で、超過部分の保険金支払いを拒絶する場合、人民法院は支持する。</p>	<p>保険契約が基本医療保険の基準に基づき医療費用を支払われる場合、</p> <p>(1) 被保険者の医療支出が基本医療保険範囲を超えた場合、保険金を支払わなければならない。</p> <p>(2) 被保険者の支出費用が基本医療保険と同類の医療費用基準を超えた場合、超過部分については、保険金は支払われない。</p>
第 20 条	<p>保険会社が、被保険者が保険契約約定の医療サービス機関にて治療を行っていないことを理由に保険金の支払いを拒絶する場合、</p>	<p>状況が緊急な場合を除き、被保険者は契約約定の医療サービス機関にて治療</p>

	<p>人民法院は支持する、但し被保険者の状況が緊急で直近の医療機関に行く必要がある場合を除く。</p>	<p>を受けなければならない。</p>
第 24 条	<p>契約者が被保険者に代わり死亡給付保険条件の保険契約を締結する場合、被保険者が<b>死亡宣告された後、当事者が保険会社へ保険契約約定の保険金の支払いを要求する場合</b>、人民法院は支持する。</p> <p>被保険者が死亡宣告された日が保険責任期間外であるが、<b>行方不明になった日が保険責任期間内であると証明することができる場合</b>、当事者が保険会社へ保険契約の約定に基づき保険金の支払いを要求する場合、人民法院は支持する。</p>	<p>被保険者が死亡宣告された場合、保険会社は保険給付金を支払わなければならない。</p> <p>そのうち死亡宣告の日が保険責任期間外であるが、行方不明になった日が保険責任期間内であることを証明できる場合、保険会社は保険給付金を支払わなければならない。</p>
第 25 条	<p>被保険者の損失が保険引き受け範囲内の事故であるか否か、免責事由の確定が困難な場合、当事者が保険会社へ保険金の支払いを要求する場合、人民法院は関連比率に従い支持する。</p>	<p>近因原則に基づき、様々な原因に依り被保険者の損失が引き起こされた場合、保険会社は保険引き受け事故の比率に基づき賠償する。</p>

以上